山口県公共建築設計業務委託特記仕様書

Ⅰ　業務概要

１．業務の名称：周南警察署建替整備設計業務

２．計画施設概要

本業務の対象となる施設の概要は次のとおりとする。

（１）施設の名称：周南警察署

（２）敷地の場所：周南市遠石　地内

（３）施設の用途：警察署

３．適用

本特記仕様書に記載された特記事項については、☑で付したものを適用する。

４．設計条件

（１）敷地の条件

イ）敷地の面積：約 13,000 ㎡

ロ）用途地域及び地区の指定：市街化区域（第一種中高層住居専用地域）

（２）施設の条件

イ）対象施設の概要は、下表による。

対象施設（部分）	延べ面積（㎡）	主要構造・階数	工事概要
警察署庁舎棟	約 5,000 ㎡	SRC・地上４階	新築工事
車庫棟①～④、倉庫棟	合計約 980 ㎡	S・地上１階	新築工事
屋外整備	一式	－	対象施設敷地の屋外整備（附帯工作物棟を含む）

ロ）耐震安全性の分類

耐震安全性の分類は、「山口県営施設における耐震安全性の分類（山口県公共建築物個別施設計画）（令和５年４月１日適用）」に基づき、次による。

①構　造　体：Ⅰ類

□「山口県地域防災計画（震災対策編）」で震度６強以上の地震が想定される区域における構造体の安全性の割増［割増の算定式：地震地域係数Ｚ×１．２５］

②建築非構造部材：Ａ類

③建 築 設 備：甲類

ハ）建築物の類型：令和６年国土交通省告示第８号別添二第十二号第２類

ニ）難易度係数による補正（令和６年国土交通省告示第８号別添三）

①総合（第３項）：☑補正しない □１．０８ □１．２９

②構造（第４項）：☑補正しない □１．０２ □１．１３ □１．２２ □２．１７

③設備（第５項）：□補正しない □１．０９ □１．１８ ☑１．２１

ホ）その他

・設計条件の変更、設計条件を付すことがある。

・

（３）建設の条件

予 定 工 事 費：

（４）設計条件の資料（貸与品等）

☑基本計画書（□紙媒体　☑電子媒体（周南警察署建替整備基本計画））

□基本設計書（□紙媒体　□電子媒体（○○））

□対象施設に係る既存設計図書（□紙媒体　□電子媒体（○○））

既存設計図書の名称：○○○○

□対象施設に係る地質調査資料（□紙媒体　□電子媒体（○○））

Ⅱ　業務仕様

本特記仕様書に記載のない事項は、「山口県公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

１．設計業務の内容及び範囲

（１）一般業務の範囲（令和６年国土交通省告示第８号別添一）

イ）基本設計に関する標準業務

☑総合

☑構造

☑電気設備

☑機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

イ）における業務内容の項目（業務細分率）は、下表による。

☑設計条件等の整理	☑条件整理
	☑設計条件の変更等の場合の協議
☑法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	☑法令上の諸条件の調査
	☑計画通知に係る関係機関との打合せ
☑上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ	
☑基本設計方針の策定	☑総合検討
	☑基本設計方針の策定及び発注者への説明
☑基本設計図書の作成	
☑概 算 工 事 費 の 検 討	
☑基本設計内容の発注者への説明等	

ロ）実施設計に関する標準業務（工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務は含まない。）

☑総合

☑構造

☑電気設備

☑機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

ロ）における業務内容の項目（業務細分率）は、下表による。

☑要求等の確認	☑発注者の要求等の確認
	☑設計条件の変更等の場合の協議
☑法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ※	☑法令上の諸条件の調査
	☑計画通知に係る関係機関との打合せ

☑実施設計方針の策定	☑総合検討
	☑実施設計のための基本事項の確定
	☑実施設計方針の策定及び発注者への説明
☑実施設計図書の作成	☑実施設計図書の作成
	☑計画通知図書の作成
☑概算工事費の検討	
☑実施設計内容の発注者への説明等	

（注）：※指定様式「環境チェックリスト」に取りまとめの上、監督職員に提出する。

☑杭等基礎形式検討委員会（発注者運営）に関する資料の作成、出席及び説明（監督職員と協働）

☑残土処理場（公共、民間［承諾済み］）の指定に係る確認

① 成果品をとりまとめる時点で、監督職員に確認する。

② 公共残土処理場については、処理場名、所在地、協定期間、受入単価、受入対象地域を確認する。

③ 承諾済みの民間残土処理場については、処理場名、所在地、許可期限、受入対象地域を確認する。

（２）追加業務の内容及び範囲

☑建 築 積 算（積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成）

☑電気設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成）

☑機械設備積算（積算数量算出書（積算数量調書含む。）の作成、単価作成資料の作成、見積収集及び見積検討資料の作成）

☑計画通知（建築基準関係規定（みなし規定を含む。）等に係る法令・条例に関する許認可等を含む。）に関する手続及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応等は一般業務に含まれる。手数料の納付は含まない。）

☑建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第２０条第２項の通知に関する手続

①建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続において計画する設備機器は、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿」等に掲載のあるすべてのメーカーの省エネ性能を比較したものを一覧表にまとめる。

②建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続における設備機器は、①における一覧表の最も省エネ性能が低い値であるものとし、当該値を設計図面等に図示する。

☑市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請に関する手続等（電波障害予想図等添付図面の作成、標識看板の作成及び設置を含む。手数料の納付は含まない。）

☑景観法（平成１６年法律第１１０号）及び市町景観条例等による届出書の作成及び申請に関する手続等（添付図面の作成を含む。）

□風致地区内における建築物等の新築等を行う場合の申請書の作成及び申請に関する手続等（添付図面等の作成を含む。）

☑概略工事工程表の作成

□既存の建築物の設計図書（建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。）が現存しない場合における改修工事等の設計に必要な設計図書の復元に係る業務

□仮設建築物の設計業務（リース業務（実施設計、工事）を発注するための図面の作成）

作成図面は、付近見取図、配置図、業務仕様書、平面図、立面図、平面詳細図、移設備品一覧、電気及び機械設備仕様書、その他必要と認められる図面とする。

☑透視図作成

種類（ＣＧ出力）、判の大きさ（Ａ３）、外観４面（基本設計２面、実施設計２面）内観１面（実施設計１面）カラー印刷、原図２部（額入り、基本設計１部、実施設計１部）

☑模型製作

□検討用（スタイロ、Ａ１サイズ程度）〇組

□設計スタディ（スチレンボード、Ａ１サイズ程度）〇組

□平坦な敷地、単純な建物形状、延べ面積４，０００～６，０００㎡程度（完成（周辺とも）、着色、１/５００程度、Ａ１サイズ程度、アクリルケース付き）〇組

☑平坦な敷地、単純な建物形状、延べ面積４，０００～６，０００㎡程度（完成（建物）、着色、１/３００程度、Ａ１サイズ程度、アクリルケース付き）１組

□当事者参画の実施（ワークショップ等の企画、準備、出席）

（３）特別経費

☑公共建築設計者情報システム（ＰＵＢＤＩＳ）の業務カルテ登録料

☑営繕積算システム（ＲＩＢＣ２）の内訳書作成システム使用料

□情報共有システムに要する費用

☑計画通知に関する手数料

建築基準法第１８条第２項における計画通知の手続において、審査機関は受注者において決定する（ただし、山口県知事が特定行政庁の場合は、原則審査機関を山口県とする。）ものとし、手数料は原則として精算しない。ただし、手続の過程において手数料に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、受注者の責に帰すべき事由により再通知や変更の通知が生じた場合の手数料については、受注者の負担とする。

☑構造計算適合性判定申請手数料

建築基準法第１８条第４項における構造計算適合性判定の手続において、判定機関は受注者において決定するものとし、手数料は原則として精算しない。ただし、構造上の棟数等の変更が生じた場合は、判定機関が発行する「判定受理書（受付書）」等をもって、当該判定手数料が確定した時点で業務委託料を変更するものとする。

☑建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定の手続において、判定機関は受注者において決定するものとし、手数料は原則として精算しない。ただし、手続の過程において手数料に変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、受注者の責に帰すべき事由により判定の再通知や変更の通知が生じた場合の手数料については、受注者の負担とする。

□アスベスト含有建材有無に関する事前調査（書面・現地）に要する費用

①施設名称等

・対象施設、建設年度、既存図面の有無は、「Ⅰ 業務概要」「４．設計条件」参照

・調査の範囲：別添図面（着色範囲）のとおり

②事前調査の内容

a. 書面調査

・設計図、竣工図、改修工事図面等（以下「関係図面」という。）からアスベスト含有建材と想定される仕上げ材等を列挙する。

・列挙した仕上げ材等について、「石綿（アスベスト）含有建材データベース」（国土交通省，経済産業省）、関係団体や建材メーカーのホームページ等の資料において調査し、アスベスト含有の有無（含有，非含有，含有不明）を判定する。

b. 現地調査

・関係図面と異なる箇所がないかを、目視により建築材料に印字された製品名や製品番号等を確認する等、部屋ごとに床、壁、天井等を調査する。

③事前調査の実施

・調査に必要な資機材等は、調査者が準備する。

・調査日時は、管理技術者との協議による。

・調査者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

一般建築物石綿含有建材調査者，特定建築物石綿含有建材調査者，令和５年９月３０日までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者

・アスベスト含有の有無の判定は、調査者の知見に基づくものとする。

④成果品

報告書の内容は、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」付録Ⅰにおける事前調査結果報告書の例を参考にする。

□アスベスト含有建材有無に関する事前調査（分析）に要する費用

①分析調査の内容

a. 試料採取

・現地に赴いて試料採取を行う。

・採取場所ごとに１試料（異なる面等の計３か所）採取する。

・採取は、仕上げ材（仕上げ塗材や下地調整材を含む。）とする。

b. 試料採取後の現状復旧

・現状復旧は、調査者が行う。復旧方法は、管理技術者との協議による。

・吹付け材の現状復旧は、採取箇所からの飛散防止のための措置（硬化剤の吹き付け等）を行う。

c. 分析調査

・分析調査は、原則として「定性分析」とし、必要に応じ「定量分析」を行う。

・試料採取を含む。

・「定性分析」は、ＪＩＳ Ａ １４８１－１による。

・「定量分析」は、ＪＩＳ Ａ １４８１－３～５による。

・分析は、仕上げ材を構成する材料ごとに行う。

②分析調査の実施

・調査に必要な資機材等は、調査者が準備する。

・試料採取について

・採取日時は、管理技術者との協議による。

・採取時は、施設利用者の安全及び仕上げ材の飛散防止に注意する。

・調査者は、次に掲げるいずれかの資格を有する者とする。

一般建築物石綿含有建材調査者，特定建築物石綿含有建材調査者，令和５年９月３０日までに（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録された者

・アスベスト含有の有無の判定は、調査者の知見に基づくものとする。

・調査結果の一次報告［電子メール等］

調査結果が分かり次第、管理技術者が監督職員に一次報告（速報）を行う。

③成果品

・報告書は任意様式とする。

・仕上げ材を構成する材料ごとに、アスベスト含有の有無、含有するアスベストの種類、簡易含有率等を記載する。

・資料として、試料採取位置図、試料採取時の写真等を添付する。

□シーリング材のＰＣＢ含有に係る一次（材種）判定に要する費用

□シーリング材のＰＣＢ含有に係る二次（含有量）判定に要する費用

□対象施設の外壁等打診調査に要する費用（報告書作成を含む。）

イ）モルタル塗り仕上げ、コンクリート打放し仕上げ、タイル張り仕上げの外壁等（軒、庇を含む。以下同じ。）の打診調査

ロ）イ）以外の外部における落下の危険性に関する目視調査（例：室外機や樋等）

ハ）打診調査は足場等を設置せずに調査可能な範囲で行い、施工数量は打診調査結果から建物全体の想定施工数量を類推し、改修工法ごとに施工数量を集計する。

ニ）打診調査の結果（施工数量の集計を含む。）、打診調査結果に基づく外壁等の改修の必要性に関する所見及び改修工法の提案、打診調査結果に基づく外壁等以外の外部改修の必要性に関する所見及び改修方工法の提案等を総括した報告書を作成する。

ホ）打診調査は、（公社）ロングライフビル推進協会（ＢＥＬＣＡ）による建築仕上診断技術者が実施する。

□スクリューウエイト貫入試験に要する費用（報告書作成費を含む。）

試験方法は、ＪＩＳ Ａ １２２１による。○○ｍ×○箇所

２．業務の実施

（１）一般事項

イ）基本設計業務は、提示された設計条件及び適用基準等に基づき行う。

ロ）実施設計業務は、提示された設計条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。

ハ）積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

ニ）設計に当たっては、工事現場の生産性向上（省人化及び工事日数短縮）に配慮する。

ホ）「建設工事公衆災害防止対策要綱」（国土交通省）に基づき、現場の施工条件を十分に調査した上で、施工時における公衆災害の発生防止に努めるとともに、施工時に留意すべき事項がある場合には、成果物に明示する。

ヘ）「働き方改革に配慮した建築設計業務委託のためのガイドライン」（全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

（２）適用基準等

本業務は次に掲げる技術基準等を適用する。受注者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、技術基準等の適用において、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

イ）共　　通

☑官庁施設の基本的性能基準（最新版）
☑官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
☑官庁施設の総合耐震診断・改修基準（最新版）
☑木造計画・設計基準（最新版）
☑木造計画・設計基準の資料（最新版）
☑官庁施設の環境保全性基準（最新版）
☑官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
☑山口県福祉のまちづくり条例設計マニュアル［改訂版］（山口県）（平成１６年）
☑土木設計業務等の電子納品要領（山口県土木建築部）（最新版）
☑電子納品に関する手引き【営繕業務委託編】（山口県土木建築部）（最新版）
☑公共建築工事積算基準（平成２８年改定）
☑公共建築工事共通費積算基準（令和７年改定）
☑公共建築工事標準単価積算基準（令和７年１２月改定）
☑山口県建築工事積算要領（山口県土木建築部建築指導課）（令和８年４月）
☑山口県電気設備工事積算要領（山口県土木建築部建築指導課）（令和８年４月）
☑山口県機械設備工事積算要領（山口県土木建築部建築指導課）（令和８年４月）
☑建築物解体工事共通仕様書（最新版）

ロ）建　　築

☑建築工事設計図書作成基準（最新版）
☑建築工事設計図書作成基準の資料（最新版）
☑敷地調査共通仕様書（最新版）
☑公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）
☑公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和７年版）
☑公共建築木造工事標準仕様書（令和７年版）
☑建築設計基準（最新版）
☑建築設計基準の資料（最新版）
☑建築構造設計基準（最新版）
☑建築構造設計基準の資料（最新版）
☑建築工事標準詳細図（最新版）
☑構内舗装・排水設計基準（最新版）
☑構内舗装・排水設計基準の資料（最新版）

ハ）建築積算

☑公共建築数量積算基準（最新版）

☑公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）

☑公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

ニ）設　　備

☑建築設備計画基準（最新版）

☑建築設備設計基準（最新版）

☑建築設備工事設計図書作成基準（最新版）

☑公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）

☑公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和７年版）

☑公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和７年版）

☑公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）

☑公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和７年版）

☑公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和７年版）

☑雨水利用・排水再利用設備計画基準（最新版）

☑建築設備耐震設計・施工指針（(一財）日本建築センター）（最新版）

☑建築設備設計計算書作成の手引（(一社）公共建築協会）（最新版）

☑高圧受電設備規程（(一社）日本電気協会）（最新版）

☑建築設備設計計算書作成の手引（(一社）公共建築協会）（最新版）

☑公共施設用照明器具（(一社）日本照明工業会）（最新版）

ホ）設備積算

☑公共建築設備数量積算基準（最新版）

☑公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（最新版）

☑公共建築工事見積標準書式（設備工事編）（最新版）

（３）管理技術者

業務の実施に当たっては、次の資格要件を有する管理技術者を適切に配置した体制とし、管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人の場合にあってはその者、会社その他法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

☑建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士

□建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士又は同法第２条第３項に規定する二級建築士

□建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第２項に規定する一級建築士又は同法第２条第３項に規定する二級建築士若しくは同法第２条第５項に規定する建築設備士

（４）第三者照査者

第三者照査者は、「山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領」による低入札価格調査の対象であるとともに、調査基準価格を下回った業務委託契約の場合に配置する。なお、第三者照査者は、受注者とは別の第三者（管理技術者と同じ資格を有する者）とする。

（５）建築設備に係る設計に関する意見の聴取（意見聴取の有無：☑有　□無）

建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第２条第５項に規定する建築設備士の意見を聴取し、同法第２０条第５項を適用する。

（６）打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

業務着手時，監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

（７）協力者（業務の一部を請け負わせた者）との契約

イ）協力者との契約に当たっては、令和６年国土交通省告示第８号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計の品質を確保する上で必要な報酬額で契約するものとする。

ロ）協力者と契約を締結した場合は速やかに契約書の写しを監督職員に提出する。

（８）図面等の作成上の留意点

図面等の作成に当たっては、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のあるものが必要最小限となるよう（例えば、機密性の確保が求められ室の用途が特定される室名等を表記しない。）、図面等の作成開始当初から留意する。また、機密性の確保が求められる情報がわかる表記のある図面等については、監督職員の指示により、機密性の確保に支障をきたす詳細等の情報を表記しない図面等も併せて作成する。

（９）成果物等の情報の適正な管理

次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守の上、成果物等（業務の成果物（未完成の成果物を含む。），その他業務の実施のため、作成され、又は交付、貸与等されたもの等とし、紙媒体によるもののほか、これらの電子データ等を含むものとする。）の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、措置が不十分であると認められる場合には、是正を求めることができるものとする。

①発注者の承諾無く、成果物等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む。）しない。

②業務の履行のための協力者等への成果物等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。

③成果物等の情報の送信又は運搬においては、必要となる情報漏洩防止を図るため、パスワードによる保護、情報の暗号化等必要となる措置を講ずる。

④貸与資料の情報については、業務の履行に必要な限り使用するものとし、監督職員に返却する。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。

⑤契約の履行に関して知り得た秘密については、契約書に規定されるとおり秘密の保持が求められるものとなるので、特に取扱いに注意する。

⑥①から⑤の規定は、契約終了後も対象とする。また、協力者等に対しても対象とする。

（10）その他、業務の履行に係る条件等

イ）指定部分の範囲

・基本設計に係る成果物一式
・新築工事費に係る概算書一式
・実施設計に係る成果物一式

ロ）指定部分の履行期限

・基本設計に係る成果物一式　　：令和１０年３月下旬

・新築工事費に係る概算書一式　　：令和１０年９月下旬

・実施設計に係る成果物一式　　：令和１１年６月下旬

ハ）成果物の提出場所

山口県総務部管財課

ニ）成果物の取扱い

①提出された原図及びＣＡＤデータについては、その写し又はＰＤＦデータを入札の資料として貸与、公開に利用することがある。

②提出されたＣＡＤデータについては、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

ホ）プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務の履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、提案された履行体制により当該業務を履行する。

ヘ）その他

①本業務の「対象施設（部分）」が“工事請負契約書における契約不適合”の有無を確認することとなった場合において、発注者が協力等を要請することがある。

３．成果図書

（１）基本設計（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類	成果図書（電子データ共）
イ）説明書等	☑重要事項説明書（建築士法） ☑環境チェックリスト（指定様式） □
ロ）総　　合	計画説明書 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図 工事費概算書
ハ）構　　造	構造計画説明書 構造設計概要書 工事費概算書 各種技術資料
ニ）設　　備 （電気設備）	電気設備計画説明書 電気設備設計概要書 工事費概算書 各種技術資料
ホ）設　　備 （給排水衛生設備）	給排水衛生設備計画説明書 給排水衛生設備設計概要書 工事費概算書 各種技術資料
ヘ）設　　備 （空調換気設備）	空調換気設備計画説明書 空調換気設備設計概要書 工事費概算書 各種技術資料
ト）設　　備 （昇降機等）	昇降機等計画説明書 昇降機等設計概要書 工事費概算書 各種技術資料
チ）その他	☑透視図（外観２面）１部、種類ＣＧ出力、 判の大きさ（Ａ３）、額入りカラー写真 □模　型 ☑概略工事工程表 ☑施工に必要な実日数の根拠（週休２日工期算定用） □

（注）１．建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。
２．ロ）からト）までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
３．「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
４．ハ）からト）に掲げる成果図書は、ロ）に掲げる成果図書に含まれる場合がある。
５．「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
６．「計画説明書」には、設計主旨及び計画概要に関する記載を含む。
７．「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。

８．成果図書について

・概略工事工程表の作成に当たっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」をもとに適正な工期を設定する。

・成果図書の提出部数等については、監督職員との協議による。

・電子データ等の提出は、「電子納品に関する手引き【営繕業務委託編】」又は「オンライン電子納品実施要領に準じる。

（２）実施設計（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類	成果図書（電子データ共）	
イ）説明書等	□重要事項説明書（建築士法） ☑環境チェックリスト（指定様式） □	
ロ）総　　合	☑新築工事 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各階） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図 建具表 屋外付帯施設図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書	□改修工事 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（改修前・後） 外壁改修図（立面図、軒・庇裏、施工数量一覧等） 展開図（改修前・後） 天井伏図（改修前・後） 平面詳細図（改修前・後） 部分詳細図（改修前・後） 建具改修図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書
ハ）構　　造	☑新築工事 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 部分詳細図 構造計算書 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） その他各申請に要した図書	□改修工事 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 部分詳細図 構造計算書 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） その他各申請に要した図書
ニ）設　　備 （電気設備）	☑新築工事 仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備図 非常電源設備図 幹線系統図 電灯､ｺﾝｾﾝﾄ設備平面図（各階） 動力設備平面図（各階） 通信･情報設備系統図 通信･情報設備平面図（各階） 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図（各階） その他設置設備設計図 屋外設備図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書	□改修工事 仕様書 敷地案内図 配置図 受変電設備図 非常電源設備図 幹線系統図 電灯､ｺﾝｾﾝﾄ設備平面図（各階） 動力設備平面図（各階） 通信･情報設備系統図 通信･情報設備平面図（各階） 火災報知等設備系統図 火災報知等設備平面図（各階） その他設置設備設計図 屋外設備図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書

（２）実施設計（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類	成果図書（電子データ共）	
ホ）設　　備 （給排水衛生設備）	☑新築工事 仕様書 敷地案内図 配置図 給排水衛生設備配管系統図 給排水衛生設備配管平面図（各階） 消火設備系統図 消火設備平面図（各階） 排水処理設備図 その他設置設備設計図 部分詳細図 屋外設備図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書	□改修工事 仕様書 敷地案内図 配置図 給排水衛生設備配管系統図 給排水衛生設備配管平面図（各階） 消火設備系統図 消火設備平面図（各階） 排水処理設備図 その他設置設備設計図 部分詳細図 屋外設備図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書
へ）設　　備 （空調換気設備）	☑新築工事 仕様書 敷地案内図 配置図 空調設備系統図 空調設備平面図（各階） 換気設備系統図 換気設備平面図（各階） その他設置設備設計図 部分詳細図 屋外設備図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書	□改修工事 仕様書 敷地案内図 配置図 空調設備系統図 空調設備平面図（各階） 換気設備系統図 換気設備平面図（各階） その他設置設備設計図 部分詳細図 屋外設備図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書
ト）設　　備 （昇降機等）	☑新築工事 仕様書 敷地案内図 配置図 昇降機等平面図 昇降機等断面図 部分詳細図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書	□改修工事 仕様書 敷地案内図 配置図 昇降機等平面図 昇降機等断面図 部分詳細図 工事費計算書（数量・単価根拠等含む） 各種計算書 その他各申請に要した図書
チ）その他	☑透視図（外観２面、内観１面）１部、種類ＣＧ出力、判の大きさ（Ａ３）、額入りカラー写真 ☑模　型（平坦な敷地、単純な建物形状、延べ面積４，０００～６，０００㎡程度（完成（建物）、着色、１/３００程度、Ａ１サイズ程度、アクリルケース付き）１組） ☑概略工事工程表 ☑施工に必要な実日数の根拠（週休２日工期算定用） □アスベスト含有建材有無に関する事前調査報告書 □シーリング材のPCB含有判定報告書 □外壁等打診調査報告書 □スクリューウエイト貫入試験報告書 □ □ □	

（注）１．建築物の計画に応じ、作成されない図書がある場合がある。

（令和８年４月１日以降適用）

２．ロ）からト）までに掲げる成果図書に記載すべき事項をこれらの成果図書のうち他の成果図書に記載する場合がある。
３．「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。
４．「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
５．成果図書について
・設計図面は、ＪＷ－ＣＡＤにより作成する。
・工事費計算書は、営繕積算システムＲＩＢＣ２（(一財）建築コスト管理システム研究所）「内訳書作成システム」による。
・概略工事工程表の作成に当たっては、「山口県営繕系工事における適切な工期設定の考え方」をもとに適正な工期を設定する。
・成果図書の提出部数等については、監督職員との協議による。
・電子データ等の提出は、「電子納品に関する手引き【営繕業務委託編】」又は「オンライン電子納品実施要領」による。

（３）成果図書における設計図面の仕様等

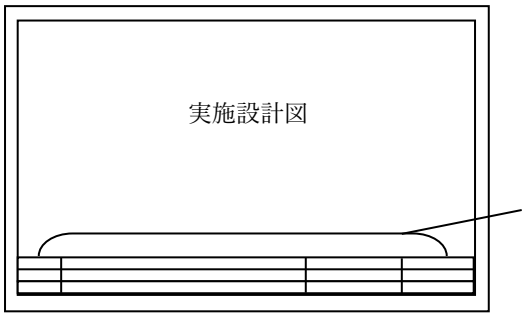
イ）設計図面のデータ

以下により、ＰＤＦデータ及びJW－CADにより作成したオリジナルデータを提出する。

・ＰＤＦデータは、JW－CADをＰＤＦに変換したものとする。
・ＰＤＦデータは、１枚当たり 0.2～0.3MB 程度とし、原則全て結合する。ただし、結合したデータが10MBを超える場合は、10MB未満となるよう分割する。
・画像データの貼り付け等により解像度を上げる必要がある場合で、ＰＤＦデータが１枚当たり１MBを超える場合は監督職員と協議すること。

ロ）設計図面の大きさ：Ａ２判（又はＡ１判）

ハ）設計図面の様式は次による。



（令和８年４月１日以降適用）